

第23号

市民の目

The Citizens' Eyes



© さがみはら市民オンブズマン

2007(平成19)年9月30日(金)

発行・さがみはら市民オンブズマン(設立2003)

和解

下水道架空工事住民訴訟

原告は裁判の目的を達成と評価!

9月3日正午、横浜地裁において下水道架空工事事件住民訴訟裁判は、原告・被告とも裁判所の和解条項を受け入れ、和解が成立した。和解の趣旨は、被告は積算ミスと、その後の処置に不適切な点があったことを認め、関係職員と業者から合わせて190万円の和解金を相模原市に支払うというものである。法律論上の厳しい法廷情勢の中で、この和解条件はむしろ原告の立場を尊重した裁判長の意向もあると理解し、我々原告の事実に勝利であることを宣言した。

な

がみはら市民オンブズマンが生まれるまで、住民監査請求の経験も無く、ましてや住民による行政訴訟など思いも及ばなかった無風状態の相模原市だが、今回の裁判によって行政の業務のチェック体制も整い、住民不在の密室事務処理に対する反省も生まれ、行政・市民ともに成長発展したものと評価できる。われわれの行動は市の発展にとって決して無駄にはならず、歴史に残

る快挙と言える。

われわれは和解成立後直ちに記者会見を開き、その後市長としてのコメントも記者団に発表された。その結果が9月4日の新聞にいっせいに報道された。市はこの結果を真摯に受け止め、再発防止としかるべき処置を取るという約束が公表された。

(関係記事は2,3,5,6面に続きます)



市民の目この1枚

静かな事件現場中央5丁目通り

(9月4日午前10:05撮影)

まさに、交通量が多くて保安要員を6名に増員したという現場。実際には水道工事中でもこのように閑散とした状態が見られる。まして工事時間中相模原高校(この道路の先右側林状の中)の生徒は教室にいる。ここから潜水ポンプを使って毎日多量の湧水が汲みだされていたことになる。

和解条項全文

横浜地裁の和解条項全文は以下のとおり。

平成19年9月3日

横浜地方裁判所第1民事部

裁判所和解条項

1 被告相模原市長は、相模原市と補助参加人木本建興株式会社(以下補助参加人)が平成15年5月14日付けで締結した『公共下水道中央地区第1污水幹線整備工事(1工区)』に係る工事請負契約について、予定価格の積算にあたり相模原市が行った積算に誤りがあったこと、および上記積算の誤りが平成16年2月10日に発覚したあとに相模原市が取った処置に適切さを欠くところがあったことを認め、予定価格の積算の誤りの未然防止のために既に検算体制の充実などの予防処置を講じていることに加え、将来にわたり、再発防止に努めることとし、裁判所から以下の内容の勧告を受け、以下の4名が平成19年9月末日限り、勧告通りの金員を支払うことを承諾したことを踏まえ、原告らと被告相模原市長とは、第2項ないし5項のとおりの内容で和解することを合意する。

(裁判所の勧告の内容)

以下の4名は、本件解決金として、次の金員を訴外相模原市に支払うこと。

- ア 補助参加人 90万円
- イ 被告知人岩本和紀(元市土木部長) 34万円
- ウ 被告知人近藤伸也(元市土木部次長) 33万円
- エ 被告知人石川正次(元市土木部下水道整備課長) 33万円

- 2 被告相模原市長は、原告らに対し、第1項記載の金員の支払いが滞りなく履行されるよう必要な管理、監督を行い、各自の支払いが完了したときは、速やかにその旨を原告ら代理人弁護士中野直樹宛文書により通知することを約する。
- 3 原告らは、本日、本件訴えのすべてを取り下げ、被告はこれに同意する。
- 4 原告らは、訴外相模原市に対し、地方自治法242条の2第12項に規定する弁護士への報酬に関する請求をしないものとする。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

事件経過のおさらい

ここで、読者の理解を図るため、事件の経過を簡単におさらいして見ます。

1. 訴状;請求の趣旨

被告相模原市長は、相模原市を代表して、故小川前市長、前収入役、土木課の職員3名、請負会社に対し、それぞれ金2569万7639円の支払いを求めよ。

2. 事案の概要

平成16年6月市議会で、公になった案件

(1) 平成15年5月14日、相模原市とK社請負契約。契約金額1億4246万0850円。完成期限平成16年2月27日。

(2) 平成16年2月10日ころ、市の担当者がマンホールの数を8倍して予定価格を積算していた誤りに気づく。余分な費用は約2768万円。

(3) 市とK社は、この余分な費用を「減額」し、新たな「増額」を行い、平成16年2月16日付けで、総額を「金9万300円増額」とする工事請負変更契約書作成。4月19日残金支払い。

3 架空工事による「増額変更」操作

(1) 湧水があったと偽って、当初契約にはない「水替工」費用704万1000円水増し

(2) 「安全費」(交通整理員にかかる費用);当初交通誘導員656人の積算に対し、交通混雑地域として1852人に水増し。当初予算557万6000円に対し1574万2000円、すなわち、1016万6000円増額

4 市の受けた損害

「水替工」の総額分704万1000円と「安全費」増額分1016万6000円の合計額1720万7000円に、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、消費税を加算すると、金2569万7639円となる。

5. 裁判の経過

05年3月14日提訴、5月9日第1回、以後14回の口頭弁論および争点のつめ

争点

事実論;市の説明するような大規模な水替工、交通誘導員増員変更を行わなければならないような事実があったかどうか。

法律論;市とK社との当初請負契約効力を有効としたうえで、変更契約において、積算ミスの金額に相当する金額の「減額合意」と水替工・交通誘導員(3ページに続く)

の増員による「増額合意」があったかどうか。

市は、05年10月の裁判で、再精査の結果として、水替工で651万4700円、交通誘導員費で269万4500円、共通仮設費率分加算をすると合計1248万5550円が、不合理な支出であることを認めた。

証人尋問；

07年5月30日、職員・内山彰現場監督者・積算担当者、職員・石川正次（当時）下水道整備課長 6月4日、業者社長・H氏、職員・岩本和紀（当時）土木部長

和解協議；7月2日、10日、20日、9月3日（成立）裁判期日計20回

オンブズマン声明文発表

オンブズマンはこの和解に関して代表幹事名で以下の声明文を発表しました。

07・9・3

さがみはら市民オンブズマン
代表幹事 中野直樹
声 明

1 本日、横浜地方裁判所第1民事部（裁判長北澤章功）において、さがみはら市民オンブズマンの会員5名が原告となり、相模原市長を被告とした、下水道「架空工事」住民訴訟について、市の職員及び受注業者が相模原市のこうむった損害の一部を支払うことを内容とする和解が成立した。

2 本件の事案は次のとおりである。

2003年に相模原市が木本建興株式会社、1億4246万0850円で発注した公共下水道中央地区汚水幹線整備工事において、相模原市が、設置マンホールが8基の現場にもかかわらず、64基として積算し入札にかけたことが、完成間近になって判明した。本来であれば、相模原市と業者は、工事をしてない56基分の積算価格約2700万円を減額して精算をすべきであった。ところが、下水道整備課と業者は密室談合をおこない、交通誘導員の人数を当初設計656人から1852人と3倍近くに「増員」の処理をし、また、およそ湧水のであるはずのない場所に「湧水が出た」として巨大な排水ポンプを使用したことにして約700万円を上乗せするなどして、結局、「9万300円」の増額変更として、精算処理した。

この処理は秘密裏になされたが、2004年6月市議会における質問で市民の知るところとなった。市

の答弁は、一方で56基分については当然減額し、他方で適正な増額変更を行ったというものであった。市議会ではこれ以上の追及がなされなかった。

3 さがみはら市民オンブズマンは、情報公開により取得した資料を分析のうえ、市の説明する交通誘導員の「増員」「水替工」は、積算ミス分を穴埋め、つじつまあわせをする、言い換えれば「水増し工事」だと考え、真相究明と責任追及を目的に、2005年3月に住民訴訟を提訴した。

裁判においては、市と関係者は、積算ミス発覚後の下水道整備課と業者との交渉が密室でなされたことを盾にして、議会答弁にも反して、積算ミス分について減額合意をした事実はないと主張して、責任を回避する姿勢をとった。ところが、審理の過程で、市は、積算ミス発覚後の増額変更工事積算について再精査したところ、交通誘導員の「増員」「水替工」において、1248万余円が「合理性を確認することのできない」と自認するに至った。

さらに関係者の証人尋問を経て、裁判所から、受注業者及び岩本和紀土木部長、近藤伸也土木部次長並びに石川正次下水道整備課課長（いずれも当時の役職）に対し、相模原市に相当額の金員を支払うことが勧告され、関係者が受諾し、和解成立となった。

4 私たちは、積算ミスによる2700万円余の損失が、誰も責任をとらないままこっそりと処理されていたことは放置できないと考え、住民訴訟に及んだ。そして司法の場で、市が、積算の誤り及び積算ミス発覚後の精算処理の積算にも相当でないことがあったことを実質的に認め、業者及び3名の職員個人が責任の一部を果たす決断をしたことをもって訴訟の目的を達したと考え、和解を受諾することにした。

住民訴訟は終結するが、回復された市の損害はごく一部に過ぎない。私たちは、相模原市が、残りの損害をどう補填するのか、2004年6月の市議会での答弁内容が正しいものであったかどうか、本件からどのような教訓をくみとり、今後の市政に活かしていくのかについて、議会と市民に対し、見解を表明することをのぞむ。



藤野の自然の中で語ろう!



相模原市民オンブズマン夏季合宿交換会開催

参加された方々から感想文が寄せられました。

巨大都市に飲み込まれた合併ドラマだ

津久井4町が様々な道をたどりながら「政令指定都市」を目指す相模原市に飲み込まれていった経緯はドラマである。4町の巨大都市への合併は、編入される4町が抱える個々の問題をうやむやにしながら進んでいった。今回旧市からオンブズマンの人たちが篠原の里にやってきた。新市域との情報交換が目的との主催者の説明だったが、藤野町からもオンブズマン活動に参加するよう促すことも趣旨の一つだったのではない。人口1万人弱の藤野からは、たった一人の市議を送っているが、彼女が私たちの応援する“環境議員”だったことは不幸中の幸いだった。当分オンブズマンは市議たちの通信簿役を果たすことになるのだろう。(福田川八重子、藤野町在住、nature誌シニアディレクター。ブログ <http://fyaeko.exblog.jp>)

広く不便な新相模原

合宿参加のため、小田急相武台駅から電車で藤野駅へ、そして2つのマイクロバスを乗り継ぎ「篠原の里」へ。バス1台目は乗客2人、2台目は私1人。もったいないと思いましたが、高齢者や車の無い方など、住民生活には不可欠です。「広報さがみはら」にこんな記事がありました。

やまなみ温泉 東野線	平均乗車人数	2.6人
やまなみ温泉 篠原線	平均乗車人数	3.0人
篠原 赤沢線	平均乗車人数	0.7人

これらの公費負担額は、平成18年度6646万円とあり、金額の多さに驚きました。広くなった相模原市、これから生じる様々な問題に、市民と行政の知恵と工夫が必要と、現場体験を通して実感した次第です。
(中島芳枝、オンブズマン会員)

草の根の力を感じた

さがみはら市民オンブズマンのみなさんの夏季合宿におじゃまさせていただいた。なんといっても、全国に誇れるような実績もあれば、現在も市民全体のためにおおきな力を発揮されておられる方たちである。せっかく藤野へいらしたわけだから、あいさつくらいは、と思って顔をださせていただいた。場所柄もあってか雰囲気は固くなく、参加者一同の表情が明るかったのがまず印象的だった。

自己紹介のあと、各地域の状況報告を聞く。城山、相模湖、藤野は合併熱の醒めたようすがくっきりし、それぞれに積み残した問題が、モノが腐敗するように臭い出したところ。特に城山はかなり問題の根が深いようすといっても旧市区と3町には問題の所在を明ら

かにするひとたちが確かに存在するわけで、対照的に津久井は市民的なムーブメントの空白が危惧された。

途中退場したけれど、ほかならない相模原市の草の根の力を感じたし、意見交換や討論の意義をあらためて認識させてくれる集いだったと思う。

(蒲原雅人 藤野町、工房「聞天」)

<http://www2.odn.ne.jp/monten>

市議会とオンブズマン

手短かに感想の一端を述べてみる。オンブズは、法(条例)という制度に従って行政活動が適正な執行を行っているかどうかを監視するのが役割、一方住民運動はあるべきという価値観に沿って実現しようとする政治活動、各々峻別さるべきという意見は傾聴すべき。前者が価値中立的でありうるか、お互いが浸透せざるを得ないかは、もう少し議論をしたかった。議会が行政に対してオンブズ的役割を果たすべきという意見はまさにそのとおりだが、議会も権力を持つ存在でありうれば、およそ権力は看視の対象にすべきというのが私見。とすればオンブズに対するオンブズも、という連鎖が続いてしまうが、要は自己反射、自らの根拠を問ってゆくことが必要と言いたい。(中島友義 元相模湖町議員)

政治とカネ

城山町では、ここ数年の間に「道路用地不正売却」、「退職金不正受給」、「町長報酬のお手盛り引上げ」など、政治とカネにまつわる多くの事件が起きている。

このうち、いくつかは住民訴訟を提起したが、最大の事件である土地開発公社の「道路用地不正売却」事件は、残念ながら提訴を取り下げざるを得なかった。

今の地方自治法では、自治体(県・市・町・村など)そのものの不正は裁けても、公社など外郭団体の不正は問えない、という欠陥法になっており、住民勝訴はあり得ないからである。これでは、外郭団体は「勝手気まま」、「やりたい放題」になってしまう。

いま、「政治とカネ」が国民の関心事になっている。公の職にある者が、住民の血税を私することは、断じて許すことができない。私は今回の合宿研修会で、地方自治法の不備と改正要求を提起した。

このような場を設けていただいた、さがみはら市民オンブズマンの方々に感謝している。ただ、津久井町からの参加がなかったことが、<画竜点睛を欠く>の感を残した。

(今井晴司 元気な城山ネットワーク代表)

報道転載

相模原市

オンブズマンと和解

市幹部、業者が190万円返還

相模原市の公共下水道

工事の水増し請求に対し、さがみはら市民オンブズマンが当時の同市土木部幹部らを相手取った損害賠償請求訴訟が3日、横浜地裁の勧告で和解。元幹部3人は計100万円を、工事を施工した同市内の土木業者も90万円を市に返還する。

同地裁は勧告で「市の措置は適切さに欠けた」と指摘した。土木部の元部長が34万円、元次長と元下水道整備課長が各33

分な費用約2768万円を上乗せして契約した。土木部幹部は業者に契約変更を求めたが拒否されたため、マンホール設置費を減額する一方で、当初計画になかったマンホールにたまった雨水や

わき水をポンプで排出する工事費などを上乗せする契約変更をした。同オンブズマンは、約2569万円の損害を与えたとして、市への返還を求めて05年3月に提訴していた。【高橋和夫】

相模原市が二〇〇三年に発注した公共下水道工事で、設置すべきマンホールの数を間違えて契約し、市に損害を与えたとして、市民団体が市の担当職員らに約二千五百万円の賠償金の支払いを求めた住民訴訟は三日、横浜地裁（北沢章功裁判長）で和解が成立した。工事の受注業者と担当職員二人が、市に計百九十九万円の解決金を支払うことなどが条件。

相模原市 「架空工事」住民訴訟で和解 職員と業者190万円支払い

相模原市の公共下水道整備工事で、同市職員の横暴ミスによる余分な発注を「架空工事」で埋め合わせたのは違法として、「さがみはら市民オンブズマン」（代表幹事・中野直樹弁護士）が約二千五百七十万円の支払いを市長や業者に請求するよう市に求めた住民訴訟は三日、元部長ら市職員二人と業者が解決金として計百九十万円を市に支払うことで横浜地裁（北沢章功裁判長）で和解が成立した。

二〇〇三年五月に市内の業者と契約した汚水幹線整備工事。工事費は約一億四千二百万円だったが、完成間近の〇四年二月、担当者が設置するマンホール数を実際の八倍の六十四基として予定価格を横算していたことが判明した。市は五十六基分を減額するとともに、交通誘導員の増員やわき水の処理など追加工事が発生したとして、約九万円を増額する内容に契約を変更した。

追加工事を「架空工事」として約二千五百七十万円を市長や担当職員、業者らに請求するよう市に求め、〇五年三月に横浜地裁に提訴。これに対し市側は口頭弁論で、追加工事費のうち約千二百五十万円を「合理性を認められない不適切な支出」と認めていた。

和解案項は、業者が九十万円、当時の土木部長ら職員三人が計百九十九万円を支払うことなどで、加山俊夫市長は「地裁から和解勧告があり、真摯に受け止め和解した」とコメント。オンブズマン側は「勝利的和解を勝ち取った」としている。会見を開いた宮崎泰男副市長は「書類などの不備で合理的に証明できなかったが、追加工事は実際に行われた」と説明。業者に対し、「不適切な支出」と認められた約千二百五十万円の返還請求はないという。

問題となった工事は、

オンブズマンは市に対し

追加工事を「架空工事」として約二千五百七十万円を市長や担当職員、業者らに請求するよう市に求め、〇五年三月に横浜地裁に提訴。これに対し市側は口頭弁論で、追加工事費のうち約千二百五十万円を「合理性を認められない不適切な支出」と認めていた。

和解を受け、加山俊夫市長は「再発防止の徹底に努める」とコメント。原告の「さがみはら市民オンブズマン」の中野直樹代表幹事は「回復された市の損害は一部にすぎない」と強調した。

市、住民訴訟で和解

相模原市 業者と職員が解決金

相模原市が二〇〇三年に発注した公共下水道工事で、設置すべきマンホールの数を間違えて契約し、市に損害を与えたとして、市民団体が市の担当職員らに約二千五百万円の賠償金の支払いを求めた住民訴訟は三日、横浜地裁（北沢章功裁判長）で和解が成立した。工事の受注業者と担当職員二人が、市に計百九十九万円の解決金を支払うことなどが条件。

問題の工事で市は、必要なマンホールが八基のところを六十四基として予定価格を横算、契約後にミスに気付いた。業者との変更契約で余分な費用約二千七百万円を減額

お願い

オンブズマンに対するご意見やご要望、または情報をお知らせください。e-mail でも歓迎します。
citizenEyes-owner@yahoo.com
[s.jp](http://www.citizenEyes.jp)

なお、情報はご提供いただいた方に確認ができるよう連絡先を必ずご記入ください。有効な内部告発を頂きながらそれが匿名であったため、ちょっとした情報不足が原因で調査の壁に突き当たってしまった例がいくつもあります。秘密は厳格に守ります。安心してお任せください。

不適切支出認め

市が住民訴訟で和解

相模原市のマンホール設置工事でマンホールの誤発注を巡り「さがみはら市民オンブズマン」が市長、業者や市職員に不適切な支払い約二千五百七十万円を返還するよう求め、横濱地裁に住民訴訟を起こしていたが、三日、両者の和解が成立した。裁判の過程で、市側が千二百四十八万円の支出を不適切と認めて和解するよう横濱地方裁判所が勧告していた。

和解では請負業者が九十万円、元土木部長が三十四万、元同僚部長が三十三万、元同僚下水道整備課長が三十三万の計百九十二万を市に支払うという。発覚後の措置も適切さを欠いたと認められた。オンブズマン側は「裁判所の勧告で和解したが、実質的には市に不適切処理を認めさせ、業者と職員が一部の解決金を支払うことになったのは、事実上の勝訴」としている。

相模原市が住民訴訟和解

マンホール誤発注 不適切支出認め

相模原市の下水道工事誤発注を巡り、「さがみはら市民オンブズマン」が市長「業者や市職員」に不適切な支払い約二千五百七十万円を返還させるよう横濱地裁に訴えていた住民訴訟で三日、業者が90万円、市職員

3人が計100万円をそれぞれ市長に支払うことで和解が成立した。公判で市側が1248万円の支出を不適切と認め、裁判所が和解を勧告していた。訴えによると、市は2003年、マンホール設置工事で、8個を誤って64個と発注し、約1億4200万円を業者と契約した。04年、ミスが判明。市は工事代金を減額したが、水抜き工事などを追加発注して当初の契約額とほぼ同額とした。

工費積算ミス賠償請求訴訟

相模原市と和解

市民オンブズ

相模原市の「さがみはら市民オンブズマン」(中野直樹代表)は三日、市発注の下水道工事の工費を誤って積算し、ミスを発覚の工事の契約変更で埋め合わせ、市に損害を与えたとして、市長らに約569万円を市へ賠償するよう求めた住民訴訟で和解が成立したと発表した。業者と当時の市職員3人が、市へ損害の一部を解決金(計190万円)として支払うという。(小川太一郎)

この日、横濱地裁(北「整備工事」の請負契約(元土木部長が34万円、元土木部長が33万円、元下水道整備課長が33万円を解決金として、9月末までに市へ支払う)とを勧告した。

「さがみはら市民オンブズマン」の中野代表は「裁判所は和解を勝ち取った」と評価。赤倉昭男事務局長は記者会見で、「市が積算ミスの発覚後の積算処理が適当でないことを実質的に認め、業者と当時の職員3人が責任の一部を果たす決断をした」と、訴訟の目的を述べた。

を達したと誇って和解を「受諾した」と話した。一方、加山俊夫市長は「関係者の同意があったため、これを真摯に受けとめ和解した。既に積算の誤りの未然防止のため検査体制の充実などの予防措置を講じており、今後にも更に再発防止の徹底に努めていく」とのコメントを出した。記者会見した宮崎泰男副市長は「積算ミスの発覚後の増額工事の契約は実体があり、つじつま合わせの架空工事ではない。しかし内容の再精査で、不合理な部分があった」とし、近く関係者の処分を行うことを明らかにした。

問題の市公共下水道整備工事は、下水道約6000mを延ばしてマンホール8個をつくる工事で、03年4月に市内の業者が落札、約1億4248万円に契約を結んだ。04年2月、マンホールを64個として予定価格を積算し

報道転載

全国市民オンブズマン山形大会

9月15・16日、山形市山形国際交流プラザ山形ビッグウイングを会場に第14回全国市民オンブズマン山形大会が開催されました。相模原市民オンブズマンからは代表幹事以下5名という設立以来始めての大勢のメンバーが参加しました。

この大会の大会宣言要旨をお読みいただき、全国の市民オンブズマンの連帯活動をご理解いただきたいと思います。

大会宣言要旨

地方議員の第二給与といわれてきた政務調査費の透明化を私たちは求めてきました。この1年間、多くの自治体で政務調査費の用途を違法とする司法判断が下されました。国政においても首相が突然辞任するといった異常事態の背景には絶えることの無い政治家とカネの事件があります。こういう背景の中で開催された今大会では、政務調査費の透明化が地方議会の活性化に必要不可欠であるとの考えのもとに、これが正しく政務調査活動にのみ使われるよう監視していくことを確認しました。

また私たちは、談合問題の訴訟にも取り組んでまいりましたが、住民訴訟に勝利し、地方公共団体に損害賠償金が支払われたにもかかわらず、地方公共団体は勝訴した住民の弁護士費用を支払わないといった、住民訴訟が経済的に不利になるような手段がとられています。

さらに、破綻した第三セクターに対する地方公共団体の損失補償契約は違法・無効という画期的な横浜地裁の判決を得て、今後自治体の係る契約の問題性について検討していくことを確認しました。

今後私たちは連携して行政・議会の監視活動を活発化していくことを誓い、以下の宣言をします。

1. 政務調査費の支出や成果を全面的に公開する制度を創設するとともに、明白に政務調査活動といえるもの以外への政務調査費の支出を許さないことを条例に定めるよう、各議会に求めること。

2. 談合を行った企業の責任追及を徹底し、地方公

共団体に変わって訴訟を遂行した住民に自治体の受けた利益を基準とする適正な弁護士費用を支払うよう求めるとともに、談合を許さない入札制度の確立を自治体に求めること。

3. 第三セクターに関する情報を全面的に公開し、かつ、第三セクターに対する不当・違法な税金の投入をしないよう、自治体に求めること。



会場の山形国際交流プラザ「山形ビッグウイング」

活動の成果 漸減する職員厚生会補助金

さがみはら市民オンブズマンは、先に教職員互助会の「図書券購入費補助」の全廃という成果を挙げたことを『市民の目』第16号で報告しているが、その後も互助会、職員厚生会両者の支出の各項目の妥当性をチェックしている。

このたび、職員厚生会の平成18年度決算書を検討した結果、大きな流れはわれわれの指摘事項が受け入れられていることが確認できた。その結果、過去3年間で市の補助金額が会員の年会費の総計を年毎下回り、その率を下げているのである。

平成16年度の補助金額	121,837,000円	(100)
平成17年	117,799,000円	(96.6)
平成18年	87,182,000円	(71.5)

これは厚生会が自ら言うように、検討委員会を設けて自発的に削減努力をしてきた結果でもあるが、私たちが活動を開始した平成16年度に比較して、18年度は補助金が34,655千円も減額したことは大いに評価してよいと思う。

(豊田泰蔵)

山形大会参加者感想文

5名で参加しました

中野直樹

9月15日から16日、山形市内に、全国の市民オンブズマンが集った。

今大会の主テーマは、ずばり政務調査費。基調報告で、この一年間で、札幌、函館、弘前、名古屋、仙台の各市で、政務調査費の使い道が違法だとして自治体に返還を命ずる判決が下されていることが紹介された。また全都道府県、政令市、中核市等の議員約5700名に政務調査費の使い道公表等に関するアンケートを実施した結果が報告された。相模原市議は52名中49名の回答。

1日目には、山形出身の佐高信氏の「情報公開は民主主義の源泉」と題する講演があった。氏は、テレビ、新聞から流される情報は中立でなく、必ず特定の意図のもとに色がつけられている、何が報道されていないか、を探ることが大切だと強調。

5名は、談合、情報公開、政務調査費の3分科会に分かれて出席し、全国の工夫をこらした、粘り強いたたかいを学びました。

初めての全国大会参加

二川昭三

各地からの活動報告の中で、地方自治体議会でのひどい現状を知り、オンブズマンのご苦労・努力に深い敬意を表したい気持ちになった。とりわけ議員の破廉恥な税金の乱費。全国的な連携のもとになされているオンブズマン監視のなかで、市民の関心の無さは何だろう。広報活動と改革のための粘り強い努力を今後も続けていくべきだと痛感した。

バングラデシュ人民共和国から30人ほどの研修生が傍聴していたが、先進国・日本の政治家の実態にさぞ驚いたことだろう。

佐高信氏の講演に共感

赤倉昭男

大会の開催地・山形県出身の佐高氏が行った記念講演「情報公開は民主主義の源泉」は、この夏亡くなった城山三郎さんをめぐる回顧談を中心としたものになった。講演タイトルの意味は多くの参加者にとっては周知のことで、佐高氏の「城山回顧」は妥当な判断だった。その

中で紹介された城山さんの言葉「第二次世界大戦がわが国に残したものは憲法だけだった」は、私に強い感銘を与えた。いま憲法改正、とりわけ第9条の存続についての議論が盛んなときに、忘れてはならないメッセージではないだろうか。

領収証の公開だけでなく帳簿の公開を求める

和田達夫

今回の山形大会に我がオンブズ会員が5名参加したことに大いに意味があると感じています。代表幹事の車でいっしょに行動したことも有意義だった。

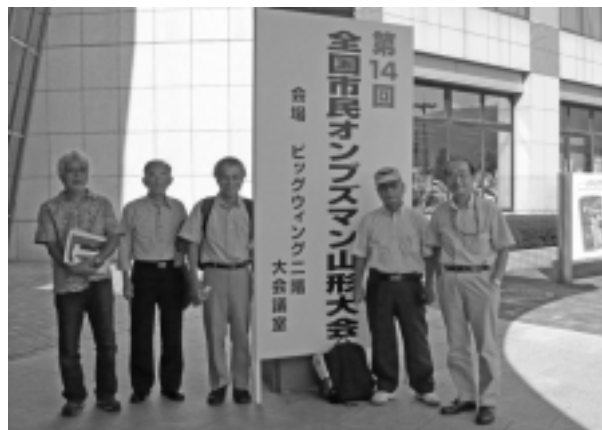
今回の大会で、情報公開の意義が多く語られた。行政上の問題は情報が伏せられていることにすべての原因がある。情報が足りないために道を誤る。個人情報保護法に対する過剰反応が知る権利を阻害しつつある。

政務調査費の領収証の開示は、次第に全国的な動きになってきている。情報公開分科会での結論は、政務調査費は領収証の開示で終わるのでなく、報告書の分析と帳簿の開示を求めて検証することである。

市民オンブズマン全国大会に参加して

天童靖典

今回初めて全国大会に参加し、佐高 信の「情報公開は民主主義の源泉」の講演で、「情報には必ず色が付いている」との発言には驚いた。自分も情報公開を何度かしたが、疑問を持った事が無かった。検証する眼力を向上させる必要性を感じた。相模原市に「政務調査費公開条例」制定の必要性を感じた。本市に於いて政務調査費の事務所費を18年度には計上しなかった会派も出てきたが、不適切な使用を議員自身が認めた結果と思う。この事は市民オンブズマンの昨年からの取り組みが効果を出した結果と思われる。今後活動を更に活発化させる為に津久井地区も含めた会員を増やす必要性を痛感した。



他オンブズマン動向

かわさき市民オンブズマン

川崎市が市の土地開発公社に先行取得させていた南伊豆町の簿価 7.4 億円の保養地用地を 5600 万円で、また岩手県花巻市に所有していた時価 8.4 億円の保養地用地を、前者は民間に売却、後者はなんと花巻市に無償で提供してしまった。これら 2 つの塩漬け土地の処分に怒った住民と「かわさき市民オンブズマン」は、新たに「こんな税金のムダ遣い、許せませんか川崎市民のつどい」を結成、昨年 10 月大集会を開くなど抗議を続けている。

川崎市はまた、消防署の上にビジネスホテルを建設し、ホテル経営を民間業者に全面委託するという全く公共性、公益性のない事業への財政支出と損失補償契約、同オンブズマンは差し止め監査請求を出した。

市民オンブズマン・町田

会員数 30 名。代表者を置かないで、案件ごとに最も熱心なものが代表で活動するという。近隣オンブズマンとして紹介したい。中心的なメンバーとして、いじめ自殺解明のための情報公開訴訟の原告などが居るが、活動の範囲としては、学校と教育行政の秘密主義、議会の怠慢、議会と行政の癒着、税金の無駄遣いなどである。

最近の活動としては 7 年越しで最高裁勝利した多摩ニュータウン環境組合のごみ焼却炉の入札談合事件で、日立造船に 18 億円超の支払いをさせた。また 5 年がかりの「多摩ゼネコン公共下水道工事談合事件」では、東京地裁で勝訴、2 億余円を業者に支払わせた。

事務所費(政務調査費)監査請求その後の動き

「事務所費の監査」進捗に注目

本

会が 8 月 8 日に監査請求した、平成 18 年度政務調査費の「市政クラブ・事務所費」について、監査委員は目下精力的に調査を実施している。監査は、まず 8 月 21 日に請求人(中野代表幹事、赤倉事務局長、和田事務局次長)と関係職員(新・旧議会事務局長と庶務課長の 4 名)の口頭陳述で始まった。

監査委員は、田中代表監査と石橋委員(弁護士)、折笠委員(市議会議員)、山岸委員(市議会議員)の計 4 名だが、折笠・山岸両議員は当事者として除斥され、実際の監査は田中・石橋の 2 氏だけが当たった。口頭陳述では、赤倉・和田両請求人が「23 議員の自宅事務所の実態をきちんと調査するよう」強く要望した。一方、議会事務局長らは議員の收支報告書を信頼、会派が支給した一律月額 2 万円の裏づけ調査はあえてしなかったことなどを陳述した。

監査対象議員の聴取を傍聴

8 月 30 日、事務所費問題で監査の対象になっている 3 議員(稲垣稔、細谷達司、佐藤賢司)が監査委員から聴取されるところを傍聴できた。石橋監査委員の質問はかなり微に入り細に入り、月額 2 万円の根拠、事務所の利用についての詳細に及んだ。結局納得できる説明はなく、会派の全員に一律 2 万円

を支給した合理性は見えなかった。貴重な公金である政務調査費の目的外使用の実態を知れば知るほど、監査委員の厳格な調査と結果に期待せざるを得ない。自宅事務所の現場検証もあった

監査委員が本件をきちんと監査しようとしていることの実態として、今回監査委員事務局員が関係議員の事務所個々の現地調査を行ったという情報がある。当然といえないこともないが、公金の收支報告を正しく把握する姿勢に大いに期待している。

事務所費問題のポイントは、事務所の目的があいまいなところである。例えば、議員の後援会の使用か、政務調査のための使用か、はたまた私的な使用か、その按分をどうしているのか。そうしたグレーな所の分析を監査委員がどのように判定するかがいま全国の監査担当機関に問われている。



写真
述風景
8 月 21 日の請求人陳



アセス義務づけ訴訟への道

相模原ごみ問題を考える市民連絡会
市村 里江

私の住む相武台団地の近くには、産廃工場や残土の山・ゴミの山が集まって、荒れた土地となっている市街化調整区域があります。この地域の北端に大きな煙突の見える南清掃工場があります。今、清掃工場は建替え工事が始まっています。日本一でかい新式のガス化溶融炉ができようとしています。ここ数年来のゴミ処理量は約 300t/日であるにも関わらず、525t/日を作ろうとしています。最近容リ法によるプラゴミ・紙ゴミの収集も始まり、一段と身近なゴミが減ってきた実感をお持ちの方も多いと思われませんが、上の数字はその前のものです。

昨年、南清掃工場と同じメーカー（神鋼環境ソリューション）の作ったガス化溶融炉が秋田県で事故を起こしました。あってはならない、ガス漏れ爆発事故です。住民説明会では、炉内は負圧であるためガス漏れはありえない、安全ですと説明してきた所です。

神奈川県には、他県に先駆けて立派な県条例による環境アセスメントがあります。南清掃工場は県条例より1年早く建てられたため、建設当時環境アセスメントを行っておりません。それなのに今回は同じ敷地内での建て替えなので、環境アセスメントをする必要なし、としています。そんなばかな！

私達の小さな声は力にならないかもしれないけれど、おかしいと思うことに声をあげなければ、おかしい事はもっとおかしくなっていくます。そんな思いで、私達はアセス義務づけ訴訟を起こし、多くの仲間達が初めて裁判所へ足を運び、そして今まさに高裁への控訴を準備しています。

10・11月の予定

- 10月13日 17:30 役員会(市民活動サポートセンター)
- 10月20日 10:00 サポセンフェスタ(けやき会館2F)
- 10月25日 19:30 月例会(市民活動サポートセンター)
- 11月6日 17:30 役員会(市民活動サポートセンター)
- 11月17日 19:30 月例会(市民活動サポートセンター)

★事務連絡先／☎042-749-9140 赤倉昭男 入会・情報などの連絡にご利用ください。

■役員一覧■ 代表幹事・中野直樹 事務局長・赤倉昭男 事務局次長・大箸 了 / 中島芳枝 / 二川昭三 / 和田達夫 会計・二川昭三 会計監査・小美野耿尋 / 天童靖典

藤野町での夏季合宿・ミニレポートとお礼
 厳しい猛暑をさけて藤野の自然の涼気を求めて出かけた「さがみはら市民オンブズマン」の夏季合宿は、意に反しての暑い2日間でした。8月22日～23日、藤野町の旧篠原小学校を改装した「篠原の里」には、旧市域から12名、相模湖町から5名、城山町から5名、藤野町から5名の合計27名が参加しました。

今回の開催目的は、日ごろの役員会や月例会では出来ない意見交換と津久井地域の方々との交流を通して、今後のオンブズマン活動の方向を探ったり、仲間作りにあったわけですが、幸い地域を愛する多くの方々が参加してくれました。参加した皆さんはそれぞれの思いを積極的に発表され、問題を抱えた合併ではありましたが、ここだけは市民が一体になったすばらしい2日間でした。

旧市域から中学3年生が夏休み課題とした「オンブズマン」のことを調べに、お母さんと一緒に参加したことも話題になりました。今回は藤野町での開催ということで、地元の野元好美市議には特別のお世話をいただき、スムーズな運営が出来ました。また、3人が新たに賛助会員になってくださったり、城山から参加のグループからは多額のカンパを頂戴しました。改めて感謝いたします。

夏季合宿への参加感想文が4Pに掲載されています。ご寄稿有難うございました。(赤倉昭男)

編集後記

裁判に決着がつき、今号は10頁としました。この間、津久井地区との親睦夏季合宿、全国大会などオンブズマンとしての活動も盛りだくさんでした。お知らせすることがたくさんあることは編集子としてやりがいを感じます。

今年の夏も異常な酷暑でした。毎年異常を「更新」していくのでしょうか。想定外という言葉で片付けてしまう例が目立ちますが、もはやみんな想定しておかなければいけない事象と考えなければいけないと思います。自然現象ばかりでなく、人の心の中も含めて、変化の動向をしっかりと見極める必要は行政面にもあります。(和田)